

	ご質問	回答	更新日
1	本事業の目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自宅での療養者が増加する中で、薬局による療養者への薬剤交付を支援することで、療養が効果的かつ円滑に行われることを期するとともに、薬局従事者の感染リスクを低減することを目的としています。	
2	緊急を要しない場合は、当日の薬剤交付でなくても良いか。	新型コロナウイルスの治療に必要な薬剤を速やかに患者にお届け頂くことが重要ですので、原則当日中に交付頂くものと考えます。ただし、患者希望の場合や、やむを得ない事情で患者が了承した場合は、対象とします。	
3	郵便（レターパック等）や宅配便、バイク便を利用して配送した場合は、対象となるか。	本事業は、薬局の従事者が患者宅等に持参した場合が対象ですので、ご質問の宅配業者等を利用した場合は対象外となります。	
4	協力金の対象期間は。また、途中で終了する可能性はあるか。	対象期間は、令和4年10月14日（予算成立日）から令和5年2月28日となります。 なお、新型コロナウイルス感染症の分類が変更となった場合は、終了となります。	
5	同一世帯の複数名に一度に薬剤を届けた場合や、同一施設の複数の宿泊療養者の薬剤をまとめて届けた場合は、患者数分の協力金を申請できるのか。	同一世帯や同一施設の複数名分を同時に配達した場合は、1回分のみ対象となります。	
6	特別養護老人ホームに薬剤を届けた場合は、対象となるか。	特別養護老人ホームに届けた場合については、自宅療養者として対象とすることは可能です。 なお、薬剤配送に関して健康保険や介護保険等の調剤報酬を受けた場合は、対象外となります。	12月21日
7	高齢者施設等でクラスター等により、1日2回配送する必要があった場合は、2回分の申請ができるか。	2回に分けて配送する合理的理由（患者に速やかな薬剤交付が必要等）があれば、2回分が申請対象となります。	12月21日
8	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者が、コロナ以外の疾患のため受診後、薬局がコロナ以外の疾患の治療薬を自宅等に届けた場合、対象となるか。	自宅療養又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症の療養者に対し、別の疾患の薬剤交付が必要となり、感染防止のため遠隔で服薬指導後に自宅等に薬剤を届けた場合、対象となります。	12月21日
9	診療報酬「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1」を請求した場合は、協力金の対象外になるのはなぜか。	国事務連絡（令和3年9月28日厚生労働省保健局医療課「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」）にて、保険薬局の薬剤師が保険医の求めにより緊急に薬剤を配送した上で、対面による服薬指導等を実施した場合に算定できるため、対象外としています。 なお、「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2」を請求した場合は、対象となります。	
10	実績報告の際に、処方箋の写し等の証拠書類は必要ですか。	実績報告に添付する必要はありませんが、薬剤を届けた根拠となる処方箋（CoV自宅、CoV宿泊の記載されたもの等）等は、10年間保存してください。	
11	協力金は課税対象か。	課税対象となります。詳細につきましては国税庁ホームページをご覧ください。 管轄の税務署までお問合せください。	12月21日